1 いじめ問題に対する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の 形成に重大な影響を与えるのみならず、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。また、 最近のインターネットを介した、いわゆる「ネット上のいじめ」は、いじめを一層複雑化、潜在化させている。 こうした中、本校は、学校教育目標である「真善美を常に求め、自主自律の精神と創造建設の気魄に満ち、 友愛と信義を重んずる心身ともに豊かでたくましい人間の形成を図る」ことを実現するため、本校における「い じめ防止のための基本的な姿勢」を示す。

- 一 学校、学年、学級、部内に、いじめを許さない雰囲気を作る。
- 一 生徒、教職員の人権感覚を高める。
- 一 生徒と生徒、生徒と教職員をはじめとする、校内における温かな人間関係を築く。
- 一 いじめを早期に発見し、適切な指導により、いじめ問題を早期に解決する。
- 一 いじめ問題について、保護者・地域及び関係機関との連携を深める。

2「いじめ」とは(法第2条参照)

「いじめ」とは、本校に在籍している生徒に対して、本校に在籍している等の一定の人間関係にある生徒が行う、心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。学校では、「いじめ」を訴えてきた生徒の立場に立ち、この「いじめ」の定義に関わらず、その訴えを真摯に受け止め、生徒を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応にあたる。

3 いじめの防止等の対策のための組織(いじめ防止対策委員会)

本校は、いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「学校いじめ対策組織(いじめ防止対策委員会)」を設置する。

(1) 構成員

校長、副校長、教務主任、生徒指導主事、保健主事、学年主任、養護教諭、教育相談コーディネーター、 スクールカウンセラー(SC)、生徒課担当者、(関係学級担任)

- (2) 取組内容
 - ○学校いじめ防止基本方針の策定、年間指導計画の作成
 - ○いじめに関する研修会の企画立案
 - ○未然防止、早期発見の取組
 - ○アンケート及び教育相談の実施と結果分析
- (3) 盟催時期

6月・9月・1月の年3回を定例会とし、いじめ事案の発生時は緊急開催し、事態の収束まで随時開催とする。

4 いじめの未然防止のための取り組み

【教職員による指導】

- (1) 生徒一人一人が認められ、お互いを尊重し合い、学級の一員として自覚できるような学級経営に努め、生徒との信頼関係を深める。
- (2) 学習や部活動において達成感や成就感を育てるとともに、規範意識の醸成に努める。
- (3) 命の大切さや思いやりの精神、「いじめは絶対に許されない」という認識を常に持ち続けるよう、教育活動のあらゆる場面で指導する。
- (4) 生徒一人一人の変化に気づくため、敏感な感覚を持つように努めるとともに、生徒や保護者からの話を 親身になって聞く姿勢を持つ。

【学校全体での取り組み】

- (1) 教育活動全体を通じて、「いじめは絶対に許されない」という土壌をつくる。
- (2) 全校集会の校長講話等では「人としての生き方」などをテーマとして積極的に取り上げ、生徒一人ひとりの意識の醸成を図る。
- (3) いじめについて面談を随時行い、いじめに関しての情報提供やSHRでの指導を行う。
- (4)「学校をよりよくするためのアンケート(いじめアンケート)」を、7月初旬及び11月初旬の年2回実施し、結果分析・情報共有を図る。

【家庭・地域・関係機関との連携】

- (1) 学校いじめ防止基本方針をホームページや学校通信に掲載するなど、広報活動に努める。
- (2) PTA諸会議を通して、いじめの実態や指導方針について説明を行い、理解と協力を求める。
- (3) 地域や関係機関との連携、情報交換を密に行う。

【教職員研修】

- (1) いじめに関する外部研修会には、生徒指導や教育相談担当に限らず、多くの教職員が参加し資質向上に 努める。
- (2) いじめに関する校内研修会を年2回実施する。
- (3)「学校をよりよくするためのアンケート」(いじめアンケート)結果分析チームによる、検討会を実施する。

5 いじめの早期発見・早期対応・早期解決

【早期発見に向けて・・・「変化に気づく」】

- (1) 生徒の様子は担任はじめ多くの教職員で見守り、気づいたことは直ぐに共有する。
- (2) 様子に変化が感じられる生徒には、教職員が積極的に声がけを行い、生徒に安心感を持たせる。
- (3) 学級日誌や学習の記録、アンケート調査等を活用し、生徒の人間関係や学校生活等での悩みの把握に努め、生徒の信頼関係を深める。

【相談ができる・・・「いつでも、どこでも、誰にでも」】

- (1) いじめに限らず悩みごと等があれば、いつでも、どこでも、誰にでも相談できる雰囲気と体制を日常的に作っておく。
- (2) いじめに関する相談をうけた教職員は、直ちに管理職に報告するとともに、「いじめ防止対策委員会」を通じて校内で情報を共有する。
- (3) 本校におけるいじめの相談窓口は下記の通りとする。
 - ○日常のいじめ相談・・・・・・・・・・全教職員が対応
 - ○教育相談・スクールカウンセラーの活用・・・・・養護教諭・教育相談コーディネーター
 - ○地域からのいじめ相談窓口・・・・・・・副校長
 - ○インターネットを通じて行われるいじめ相談・・・学校または奥州警察署 学校 0197-24-3152 警察 0197-25-0110

- ○市町村設置の相談窓口・・・・・・・・奥州市役所 子ども・家庭課 0197-24-2111
- ○24 時間子供SOSダイヤル(いじめ相談ダイヤル)・・・・・岩手県教育委員会 0120-0-78310
- ○いじめ相談電話(24 時間対応)・・・・・・・・・・・・・・- 岩手県教育委員会 019·623·7830

【早期の解決を・・・「傷口は小さいうちに」】

- (1) いじめを発見したり、通報を受けた場合は、速やかに「いじめ防止対策委員会」を開催し、全教職員の共通理解のもと、役割分担をして問題の解決にあたる。
- (2) いじめの事案について、生徒指導の範疇で対応する事案か、警察への通報を要する事案かを適切に判断する。
- (3) いじめを受けた生徒や保護者の立場に立ち、情報収集や事実確認を行うとともに、複数の教職員で見守りを行うなど、いじめを受けた生徒の安全を確保する。
- (4) インターネット等を通じて行われるいじめを発見したり、通報を受けたりした場合は、「いじめ防止対策 委員会」で情報を共有するとともに、被害の拡大を避けるため、県教育委員会と連携し、プロバイダな どに情報の削除を求める。

- (5) 重大事態が発生した場合、速やかに県教育委員会に報告し、事実関係を明確にするための調査については、「いじめ防止対策委員会」を中心に、全職員体制で速やかに行う。
- (6) いじめの解消とは、次の要件を満たした場合をいう。
 - ①いじめに係る行為が止んでいる期間が少なくとも3ヶ月継続していること。
 - ②被害生徒とその保護者が、心身に苦痛を感じていないことが確認できること。

附則 この規程は令和6年4月1日より施行する